

佐倉市、酒々井町清掃組合循環型社会形成推進地域計画

作成日	令和6年12月6日
変更日	

1 計画の基本的な事項

(1) 基礎情報

ア. 対象地域

構成市町村等（作成者）名	佐倉市、酒々井町 佐倉市、酒々井町清掃組合
地域内総人口（人）	190,036人（令和6年4月1日現在）
地域総面積（km ² ）	122.7km ²
地域の要件	人口
離島、豪雪、山村、半島、過疎地域に該当がある市町村名	
地域の要件がその他の場合は具体的に記載	
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況	
組合名称（設立（予定）年月日）	佐倉市、酒々井町清掃組合（昭和41年4月設立）
組合を構成する市町村	佐倉市、酒々井町
組合設立に関する、今後の見通し	

イ. 計画期間

開始年月日	令和7年4月1日
終了年月日	令和12年3月31日
計画期間※	5年

※目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(2) 対象地域における取組みに関する事項

ア. ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

千葉県では、「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」を盛り込んだ「第10次千葉県廃棄物処理計画」を令和3年3月に策定している。この中で、佐倉市、酒々井町清掃組合（以下「本組合」という。）は、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の検討対象となっている。

本組合を構成する佐倉市及び酒々井町は、昭和41年から1市1町での広域処理を実施し、現在まで継続している。

平成20年8月から平成24年1月に隣接する四街道市とごみ処理広域化に向けた協議を進めてきたが、合意には至らなかった。今後は、現在と同様に1市1町での広域処理を進めていくものとするが、将来的には、ごみ減量や社会環境の変化により、更なるごみ処理の広域化・集約化が可能になることも想定されるため、今後も検討を継続していく。

確認した都道府県の 広域化・集約化計画の名称	「第10次千葉県廃棄物処理計画（千葉県食品ロス削減推進計画）」
---------------------------	---------------------------------

イ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済 の場合	実施地域	佐倉市（全域）
	実施年度	令和5年度
	実施方法	①日本容器包装リサイクル協会への委託（プラ法32条のルート）
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	
実施予定 の場合	予定地域	酒々井町（全域）
	予定年度	令和17年度
	予定方法	①日本容器包装リサイクル協会への委託（プラ法32条のルート）
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	
実施しない（予定）地域		
プラ要件化対象事業の実施		○
備考	ペットボトルは実施済、容器包装プラ及び製品プラについては、令和17年度までに実施予定	

ウ. 対象地域における一般廃棄物処理有料化の状況

有料化導入状況	③有料化は導入していない
上記が④の場合、その詳細	
未導入の構成市町村名	佐倉市、酒々井町
有料化導入に向けた検討状況 ※全ての構成市町村で導入済 の場合は記載不要	<p>【佐倉市】 平成13年10月から粗大ごみの有料戸別収集を導入し、また、7品目、7種類の市指定ごみ袋を導入している。有料化導入については、一般廃棄物処理基本計画の施策の一つとして位置づけており、生活系ごみの減量化を促進する点や排出者負担の公平性の観点から、周辺自治体の状況を調査し、有料化の導入について検討していく。</p> <p>【酒々井町】 平成14年7月から粗大ごみの有料戸別収集を導入し、また、4品目、4種類の町指定袋による収集を行っている。有料化の検討については、一般廃棄物処理基本計画の施策の一つとして位置づけており、近隣市町の動向等により検討していく。</p>

エ. 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	①構成市全てで策定済
策定済の構成市 (計画の名称)	佐倉市（佐倉市震災廃棄物処理計画）、酒々井町（酒々井町災害廃棄物処理計画）
未策定の構成市 (策定予定期限)	
備考	<p>【佐倉市】 令和6年9月時点で仮置き場を選定中であり、令和6年度中には設定予定である。</p> <p>【酒々井町】 仮置き場は設定済みであり、酒々井町地域防災計画に明記している。</p>

2 循環型社会形成推進のための現状と目標（一般廃棄物の処理）

(1) 一般廃棄物の処理の現状と目標（全域）

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標		現状	目標	
		令和5年度	令和12年度	現状比
①総人口（人）		190,811	181,967	-4.6%
排出量	②事業系ごみ排出量（トン）	10,960	9,974	-9.0%
	③生活系ごみ排出量（トン）	40,474	35,848	-11.4%
	④1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	529	478	-9.6%
	その他排出量（トン）	3,127	2,173	-30.5%
	⑤総排出量（トン）	54,561	47,995	-12.0%
	⑥1人1日当たりの排出量（g/人日）	781	723	-7.4%
再生利用量	⑦総資源化量（トン）	9,920	10,495	5.8%
	総排出量に占める総資源化量の割合	18%	22%	
最終処分量	⑧埋立最終処分量（トン）	1,750	1,515	-13.4%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	3%	3%	
エネルギー回収量	年間の発電電力量（MWh）	15,104	13,295	
	年間の熱利用量（GJ）	9,030	7,948	
特記事項	・その他排出量には集団回収を含む。 ・焼却施設では、発電のほか、園芸施設への蒸気の供給、酒々井町コミュニティプラザへの給湯を行っている。			

※ 別添資料として①～⑧に関する過去及び将来推計のトレンドグラフを添付する。

《用語の定義》 下記のとおり表1で用いる用語の定義を行う。

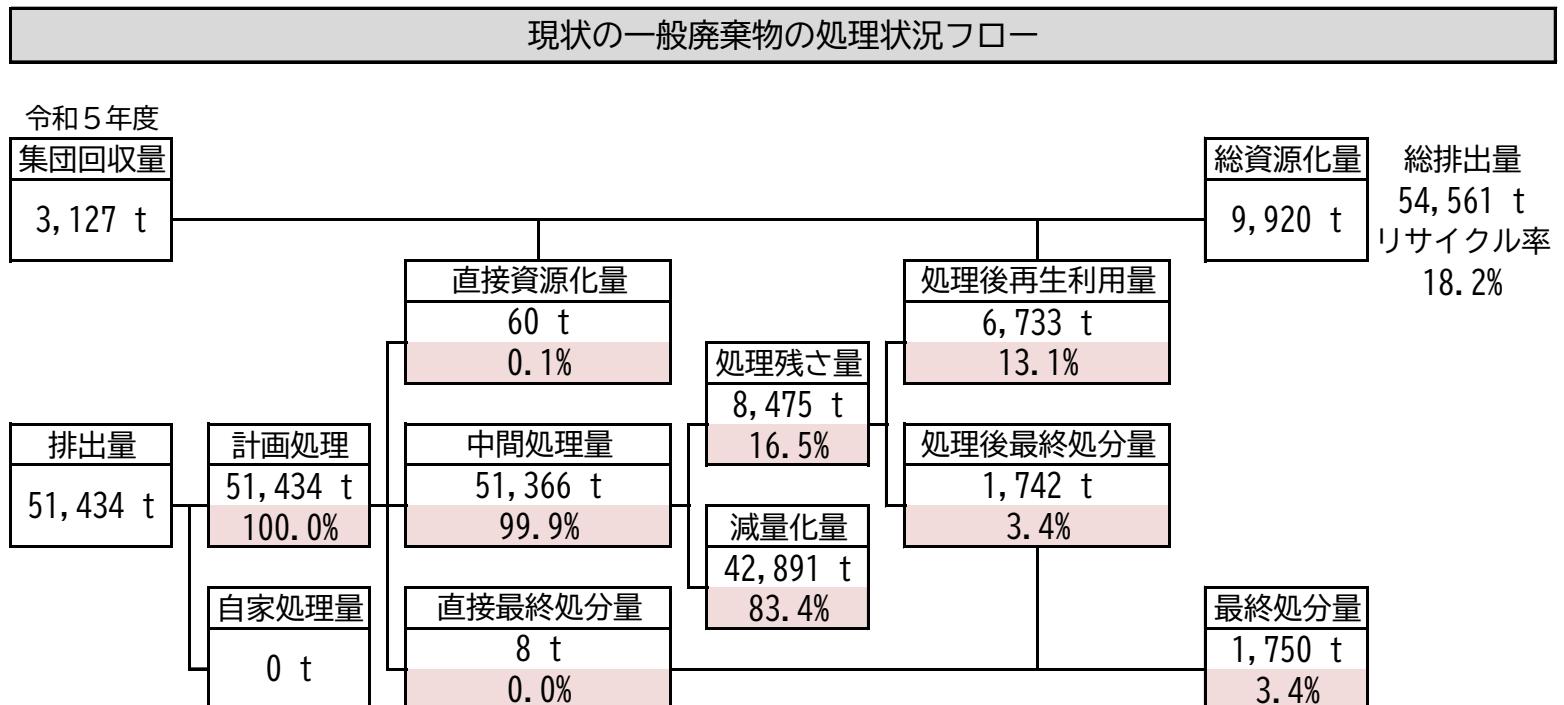
②③排出量：対象地域において出されたごみの量（資源含む。集団回収されたごみを除く）〔単位：トン〕 ※事業系・生活系それぞれで記載。
④1人1日当たりのごみ排出量：（生活系ごみ排出量－生活系資源ごみの量）*10^6/総人口/年間日数〔単位：g/人日〕
その他排出量：②、③に該当しない排出量〔単位：トン〕
⑤総排出量：②+③+⑤の和〔単位：トン〕
⑥1人1日当たりの排出量：⑤*10^6/総人口/年間日数〔単位：g/人日〕
⑦総資源化量：事業系の資源ごみ量+生活系の資源ごみの量+集団回収量等の和〔単位：トン〕
エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕
⑧最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

予測・目標における数値のうち、②③④が増加予測となるものもある場合はその理由を記載

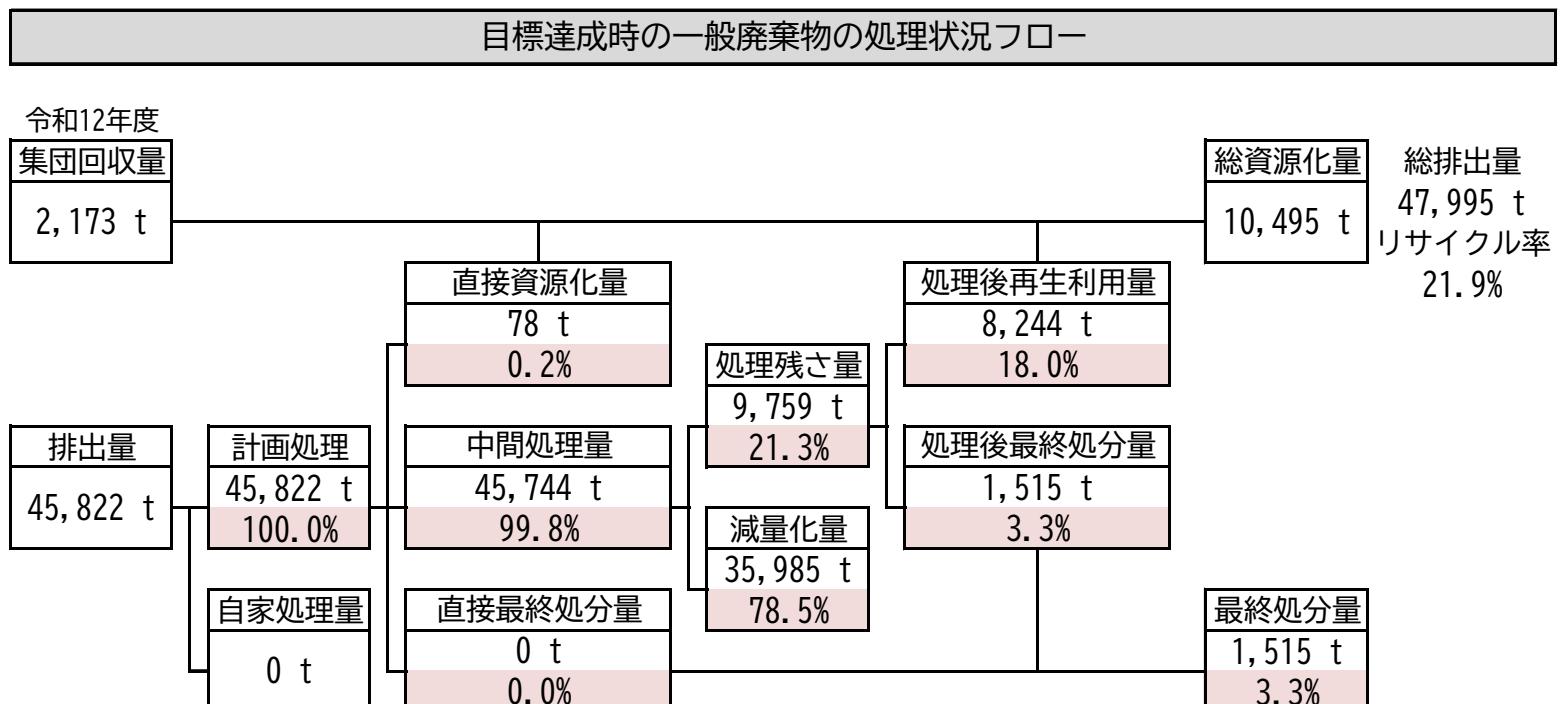
一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

令和12年度における目標値については、令和3年3月策定の一般廃棄物処理基本計画を基礎とし設定しており、当該計画では、総排出量に占める総資源化量の割合が減少する方向で目標設定していたことから、総資源化量については、令和6年度に中間見直し予定である構成市町の一般廃棄物基本計画の目標値を採用

(2) 一般廃棄物の処理の現状と目標のフロー図（全域）



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

(3) 各構成市町村の一般廃棄物の処理の現状と目標

佐倉市		現状	目標	
		令和5年度	令和12年度	現状比
排出量	事業系ごみ排出量（トン）	8,870	8,153	-8.1%
	生活系ごみ排出量（トン）	36,043	31,479	-12.7%
	その他排出量（トン）	2,834	2,009	-29.1%
	総排出量（トン）	47,747	41,641	-12.8%
再生利用量	総資源化量（トン）	8,903	9,161	2.9%
	総排出量に占める総資源化量の割合	19%	22%	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	1,517	1,314	-13.4%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	3%	3%	

酒々井町		現状	目標	
		令和5年度	令和12年度	現状比
排出量	事業系ごみ排出量（トン）	2,090	1,821	-12.9%
	生活系ごみ排出量（トン）	4,431	4,369	-1.4%
	その他排出量（トン）	293	164	-44.0%
	総排出量（トン）	6,814	6,354	-6.8%
再生利用量	総資源化量（トン）	1,017	1,334	31.2%
	総排出量に占める総資源化量の割合	15%	21%	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	233	201	-13.7%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	3%	3%	

3 目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）

（1）処理体制

ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

現在、本組合のごみ処理は、収集・運搬を佐倉市及び酒々井町が行い、中間処理及び最終処分を本組合が主体となって行っている。

家庭から排出されるごみは、佐倉市は13種類、酒々井町は7種類を分別収集し、このうちの可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、金属類・小型家電の4種類のごみは、本組合の処理施設に搬入し、それ以外の9種類（カン、BIN、廃乾電池、廃蛍光管、その他紙製容器包装、プラスチック製容器包装、廃食用油、インクカートリッジ、製品プラスチック）は、民間の処理施設に搬入し、処理・資源化がなされている。佐倉市ではペットボトルをプラスチック製容器包装と共に収集しています。酒々井町ではペットボトルのみの回収のため、今後、リサイクルされていないプラスチック製容器包装、製品プラスチックについて、容器包装リサイクル法ならびにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）に基づき、段階的に分別収集及び再商品化を行う。

また、現状では、既存焼却施設の基幹的設備改良工事を平成28年度から平成30年度にかけて実施し、粗大ごみ処理施設と共に令和15年度までの稼働を想定しているが、いずれの施設も竣工から長期間が経過し、経年劣化が著しい状況にある。よって、今後、新たな処理施設を整備し、安定的かつ効率的なごみ処理の実現を図る。

イ. 事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、事業所から排出されるごみは、生活系ごみの分別区分に準じ、許可業者による収集、または事業者自らによる施設への搬入を行い、処分を行っている。

今後は、現在の処理体制を継続するとともに、事業者等への指導を徹底していく。また、多量排出事業者に対しては、減量化・資源化等計画の策定及び協議書の提出を求め、その履行を促すとともに、実施状況を監視し、必要な助言・指導・改善を行うことができるよう制度設計を検討していく。

ウ. 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

（2）処理施設等の整備

上記（1）の今後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備、表4のとおり計画支援事業等を行う。また、参考として現有施設の一覧を表5で示す。

表2 佐倉市、酒々井町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状（令和5年度）						今 後（令和12年度）												
佐倉市			酒々井町			佐倉市			酒々井町			処理施設等						
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	一次処理	二次処理					
可燃ごみ	焼却	酒々井 リサイクル 文化センター	可燃ごみ	焼却	酒々井 リサイクル 文化センター	可燃ごみ	焼却	酒々井 リサイクル 文化センター	可燃ごみ	焼却	酒々井 リサイクル 文化センター	再資源化（民 間）、埋立 (民間)						
不燃ごみ	破碎 埋立 リサイクル		不燃ごみ	破碎 埋立 リサイクル		粗大ごみ	不燃ごみ		破碎 埋立 リサイクル	粗大ごみ			不燃ごみ	破碎 埋立 リサイクル	粗大ごみ	酒々井 リサイクル 文化センター		
粗大ごみ			粗大ごみ				粗大ごみ						粗大ごみ				粗大ごみ	粗大ごみ
金属類・小型家電			—				—						—				—	—
カン	リサイクル	売却	カン	リサイクル	売却	カン	売却	リサイクル	カン	売却	売却	売却、 埋立（組合、 民間）						
ピン		委託	ピン		委託	ピン	ピン		委託	ピン	ピン		委託	再資源化（委託）				
乾電池・蛍光灯			乾電池・蛍光灯			乾電池・蛍光灯	乾電池・蛍光灯			乾電池・蛍光灯	乾電池・蛍光灯			—	—	—	—	
その他紙製容器包 装			—			—	—			—	—			—	—	—	—	
プラスチック製容器包 装（ペットボトル含む）			ペットボトル			ペットボトル	ペットボトル			ペットボトル	ペットボトル			—	—	—	—	—
インクカートリッ ジ			—			—	—			—	—			—	—	—	—	再資源化（委託）
製品プラスチック		—	—		—	—	—		—	—	—		—	—				
廃食用油		廃食用油	廃食用油		廃食用油	廃食用油	廃食用油		—	—	—		—	—				
集 團 回 收		ビン	ビン		ビン	ビン	ビン		ビン	集 團 回 收	ビン		ビン	ビン	ビン			
		カン	カン		カン	カン	カン		カン		カン		カン	カン	カン	カン		
	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙	紙		紙	紙						
	布	布	布	布	布	布	布	布	布		布	布	布					
	紙パック	紙パック	紙パック	紙パック	紙パック	紙パック	紙パック	紙パック	紙パック		紙パック	紙パック	紙パック					

表3-A マテリアルリサイクル推進等のための整備事業

事業番号	1				
施設名称	(仮) 次期粗大ごみ処理施設				
事業主体	佐倉市、酒々井町清掃組合				
工種	新設工事				
事業目的 (新設・改良等の理由)	佐倉市、酒々井町における不燃ごみ及び粗大ごみ処理及び資源ごみ等の保管のため				
施設種別	リサイクルセンター ストックヤード				
処理方式	破碎、選別				
処理能力(単位)	未定				
事業期間	R12～R15				
竣工(事業完了)予定年月	R16.3				
設置予定地 ※検討中の場合は「未定」	千葉県印旛郡酒々井町墨1506番地				
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水深0.0m				
浸水対策					
環境省所管(循環交付金等)の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目	○				
国土強靭化地域計画 (計画の名称)	—				
プラ要件化の 経過措置の適用	—				
プラ施設整備事業	—				
C02削減率 ※改良事業の場合	—				
スラグの利用計画 ※灰溶融施設を整備する場合	—				
ストック対象物 ※ストックヤードを整備する場合	・粗大ごみ ・不燃ごみ ・資源ごみ(ビン、カン等)				
備考	現有施設のストックヤードが活用できない場合、ストックヤードの整備が必要となることから、ストックヤードの整備については、令和7年度から令和9年度にかけて策定する施設整備基本計画の中で決定予定				

表3－B エネルギー回収等のための整備事業

事業番号	2				
施設名称	(仮) 次期焼却施設				
事業主体	佐倉市、酒々井町清掃組合				
工種	新設工事				
事業目的 (新設・改良等の理由)	佐倉市、酒々井町における可燃ごみ処理のため				
施設種別	ごみ焼却施設（エネルギー回収あり）				
型式及び処理方式	未定				
処理能力（単位）	未定				
事業期間	R12～R15				
竣工（事業完了）予定年月	R16.3				
設置予定地 ※検討中の場合は「未定」	千葉県印旛郡酒々井町墨1506番地				
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水深0.0m				
浸水対策					
環境省所管（循環交付金等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○				
国土強靭化計画への記載 (計画の名称)	—				
プラ要件化の経過措置	—				
エネルギー回収率 ※発電・熱回収がある場合	未定				
余熱利用の計画	発電、余熱利用				
外部供給における利活用の概要	近隣施設への蒸気供給及び給湯				
C02削減率 ※改良事業の場合	—				
燃料の利用計画 ※ごみ燃料化施設を整備する場合	—				
バイオガス熱利用率 ※バイオガス化施設を整備する場合	—				
バイオガスの利用計画 ※バイオガス化施設を整備する場合	—				
備考	次ページ備考欄①参照				

エネルギー回収のありなしに関わらず、焼却施設を環境省所管の交付金等を活用し、整備する場合は下記を記載					
計画1人1日平均排出量(g)	未定				
計画収集人口(人)	未定				
計画直接搬入量(t/日)	未定				
計画年間日平均処理量(t/日)	未定	t/日	t/日	t/日	t/日
通知に基づく施設規模 (計画1人1日平均排出量×計画収集人口 +計画直接搬入量) ÷ 実稼働率	未定	t/日	t/日	t/日	t/日
災害廃棄物処理計画への受入の記載有無	○				
災害廃棄物処理量(見込み%)	未定				
災害廃棄物処理量を見込んだ通知に基づく施設規模	未定	t/日	t/日	t/日	t/日
適切な施設規模よりも大きいまたは小さい施設規模で整備する場合					
備考	①型式・処理能力等 現有施設内の配置について、北側未利用地（傾斜地）に整備するか、既存焼却炉を解体した跡地に整備するかが未確定のため、施設規模等を含め、令和7年度から令和9年度にかけて策定する施設整備基本計画の中で決定予定 ②施設規模の算定 施設整備後の計画1人1日平均排出量等、通知に基づく施設規模の算定に必要な数値が未定。（令和9年度頃に算出予定）				

表3-C 廃棄物運搬中継のための整備事業

事業番号					
施設名称					
事業主体					
工種					
事業目的 (新設等の理由)					
型式及び処理方式					
処理能力(単位)					
事業期間					
竣工(事業完了)予定年月					
設置予定地 ※検討中の場合は「未定」					
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要					
浸水対策					
環境省所管(循環交付金等)の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること					
国土強靭化計画への記載 (計画の名称)					
プラ要件化の経過措置					
プラ施設整備事業					
関連する広域化・集約化事業の概要					
施設へのごみの直接持ち込みの有無					
取扱う収集品目					
備考					

表3-D 有機性廃棄物リサイクル推進のための整備事業及びし尿処理施設の改良等

事業番号					
施設名称					
事業主体					
工種					
事業目的 (新設・改良等の理由)					
施設種別					
型式及び処理方式					
処理能力(単位)					
事業期間					
竣工(事業完了)予定年月					
設置予定地 ※検討中の場合は「未定」					
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要					
浸水対策					
環境省所管(循環交付金等)の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること					
国土強靭化計画への記載 (計画の名称)					
C02削減率 ※改良事業の場合					
処理する有機性廃棄物 ※汚泥再生処理センターを整備する場合					
資源化の方法 ※汚泥再生処理センターを整備する場合					
資源化物の利用方法 ※汚泥再生処理センターを整備する場合					
堆肥の利用計画 ※ごみ堆肥化施設を整備する場合					
飼料の利用計画 ※ごみ飼料化施設を整備する場合					
計画処理人口及び面積 ※コミュニティ・プラントを整備する場合					
備考					

表3-E 適正な最終処分のための整備事業

事業番号					
施設名称					
事業主体					
工種					
事業目的 (新設等の理由)					
埋立て場所					
型式及び処理方式					
処分場総面積					
処分場埋立面積					
処分場埋立容積					
事業期間					
竣工（事業完了）予定年月					
設置予定地 ※検討中の場合は「未定」					
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要					
浸水対策					
環境省所管（循環交付金等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること					
国土強靭化計画への記載 (計画の名称)					
プラ要件化の経過措置					
埋立期間					
埋立開始（予定）年月					
埋立終了（予定）年月					
跡地利用計画					
備考					

表4 施設整備に関する計画支援事業等

事業番号	①	②	③	④	⑤
関連する本体事業の番号	1,2	1,2	1,2	1,2	1,2
事業名	施設整備に関する計画支援事業	施設整備に関する計画支援事業	施設整備に関する計画支援事業	施設整備に関する計画支援事業	施設整備に関する計画支援事業
事業主体	佐倉市、酒々井町清掃組合	佐倉市、酒々井町清掃組合	佐倉市、酒々井町清掃組合	佐倉市、酒々井町清掃組合	佐倉市、酒々井町清掃組合
事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設及び粗大ごみ処理施設整備工事のため	エネルギー回収型廃棄物処理施設及び粗大ごみ処理施設整備工事のため	エネルギー回収型廃棄物処理施設及び粗大ごみ処理施設整備工事のため	エネルギー回収型廃棄物処理施設及び粗大ごみ処理施設整備工事のため	エネルギー回収型廃棄物処理施設及び粗大ごみ処理施設整備工事のため
事業概要	測量調査	施設整備基本計画策定 PFI導入可能性調査	地質調査 地歴調査	土壤汚染調査	環境影響評価
環境省所管（循環交付金等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○	○	○	○	○
プラ要件の経過措置	—	—	—	—	—
プラ施設整備事業	—	—	—	—	—
備考				地歴調査の結果次第で実施を判断	

表4 施設整備に関する計画支援事業等

事業番号	⑥	⑦			
関連する本体事業の番号	1,2	1,2			
事業名	施設整備に関する計画支援事業	施設整備に関する計画支援事業			
事業主体	佐倉市、酒々井町清掃組合	佐倉市、酒々井町清掃組合			
事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設及び粗大ごみ処理施設整備工事のため	エネルギー回収型廃棄物処理施設及び粗大ごみ処理施設整備工事のため			
事業概要	造成基本設計	発注仕様書作成 PFI事業者選定			
環境省所管（循環交付金等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○	○			
プラ要件の経過措置	—	—			
プラ施設整備事業	—	—			
備考	林地開発協議及び都市計画変更手続きは単費で実施				

表5 現有施設一覧

施設種別	焼却施設	焼却施設	焼却施設	粗大ごみ処理施設	最終処分場	最終処分場	
施設名	酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設(AB系)	酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設(C系)	酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設(D系)	酒々井リサイクル文化センター粗大ごみ処理施設	酒々井リサイクル文化センター最終処分場	酒々井リサイクル文化センター第2期最終処分場	
施設所有主体	佐倉市、酒々井町清掃組合	佐倉市、酒々井町清掃組合	佐倉市、酒々井町清掃組合	佐倉市、酒々井町清掃組合	佐倉市、酒々井町清掃組合	佐倉市、酒々井町清掃組合	
型式及び処理方式	全連続燃焼式流動床焼却炉	全連続燃焼式流動床焼却炉	全連続燃焼式流動床焼却炉	横型回転衝撃式破碎機	管理型	管理型	
処理能力(単位)	60t/日×2基	100t/日	100t/日	50t/日	118,000m ³	251,000m ³	
エネルギー回収の有無	—	—	—	—	—	—	
竣工年月	S62.3	H2.3	H17.3	S62.3	S62.3	H5.3	
廃止又は休止(予定)年月	A炉、H31.3休止						
施設所在地	千葉県印旛郡酒々井町墨 1506番地	千葉県印旛郡酒々井町墨 1506番地	千葉県印旛郡酒々井町墨 1506番地	千葉県印旛郡酒々井町墨 1506番地	千葉県印旛郡酒々井町墨 1506番地	千葉県印旛郡酒々井町墨 1506番地	
想定される浸水深	浸水深0.0m	浸水深0.0m	浸水深0.0m	浸水深0.0m	浸水深0.0m	浸水深0.0m	
浸水対策							
交付金を活用した解体を実施する場合、その交付条件							
廃焼却施設解体事業着手(予定)年月 完了(予定)年月							
関連する新設事業番号 ※表3の事業番号	2	2	2	1			
備考	施設の配置により交付条件が異なることから、交付金を活用した解体の実施については未定、計画支援事業にて検討予定	施設の配置により交付条件が異なることから、交付金を活用した解体の実施については未定、計画支援事業にて検討予定	施設の配置により交付条件が異なることから、交付金を活用した解体の実施については未定、計画支援事業にて検討予定	施設の配置により交付条件が異なることから、交付金を活用した解体の実施については未定、計画支援事業にて検討予定	解体要否及び解体事業の実施時期については、計画支援事業にて検討予定		

6 関連するその他の施策

(1) 地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく

ア ごみ減量・リサイクル促進のための施策内容

【佐倉市】

ごみ分別の徹底を図るため、分かりやすいリーフレットの作成、多言語のごみ分別一覧表の作成、市の広報紙やHPでごみに関する情報を掲載し、排出しやすい環境づくりを行う。

生ごみ処理機の普及促進、食べ残しや余分な食材の購入をしないための呼びかけを行い、生ごみ、食品ロスの削減に取り組む。

学校でのリサイクル教育の実施、公民館でのごみの講座、研究発表等に協力していく。また、図書館では、リサイクル等に関連する資料の展示や貸し出しを行う。

【酒々井町】

小学生への環境教育やタウンカレッジの生涯学習において、環境に関する講座の設置、各自治体における環境行政やごみ分別に関する説明会の開催等により、リサイクルの普及啓発に取り組む。

資源循環型社会の構築に向け、関係団体と協力するとともに、市民への啓発活動を行い、ごみの減量化・資源化に取り組む。

イ プラスチック資源に関する施策内容

【佐倉市】

現状プラスチック製容器包装については分別収集・再資源化を行っているが、令和6年1月から、製品プラスチックについても公共施設での拠点回収を開始し、再商品化を行っている。今後は更なる回収量増加に向けて、分別の周知徹底を図るとともに、各事業所におけるレジ袋の削減、簡易包装の促進、事業者による廃プラスチックの自己回収など、市民、事業者が一体となったごみの減量・再資源化運動の推進に努める。

【酒々井町】

現状ではリサイクルされていないプラスチック製容器包装、製品プラスチックについて、容器包装リサイクル法ならびにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）に基づき、令和17年度までに段階的に分別収集及び再商品化を行う。

ウ ごみ処理手数料有料化の実施内容

【佐倉市】

平成13年10月から粗大ごみの有料戸別収集を導入し、また、7品目、7種類の市指定ごみ袋を導入している。有料化導入については、一般廃棄物処理基本計画の施策の一つとして位置づけており、生活系ごみの減量化を促進する点や排出者負担の公平性の観点から、周辺自治体の状況を調査し、有料化の導入について検討していく。

【酒々井町】

平成14年7月から粗大ごみの有料戸別収集を導入し、また、4品目、4種類の町指定袋による収集を行っている。有料化の検討については、一般廃棄物処理基本計画の施策の一つとして位置づけており、近隣市町の動向等により検討していく。

エ リチウム蓄電池に関する対策

【佐倉市】

二次電池は、拠点回収を行っている。市民に対し、二次電池の排出方法や混入の危険性について、市の広報紙やホームページ等により周知徹底を図っていく。

【酒々井町】

二次電池は、拠点回収を行っている。町民に対し、二次電池の排出方法や混入の危険性について、町の広報紙やホームページ等により周知徹底を図っていく。

【佐倉市、酒々井町清掃組合】

不燃ごみ等に混入したリチウム蓄電池については、手選別により除去している。今後も手選別を徹底し、施設での火災防止を図っていく。

オ 事業系ごみに関する施策内容

【佐倉市】

事業者自らの責任を自覚し、過剰包装、流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売に積極的に取り組むよう働きかける。また、環境保全に配慮した事業活動を営む小売店や商店会などに対し、佐倉市リサイクル協力店・佐倉市エコロジー推奨店認定制度を継続して実施する。多量排出事業者に対しては、事業系一般廃棄物減量計画書を毎年提出させ、適切な指導を行う。

【酒々井町】

事業者が、過剰容器包装、流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう働きかける。

カ 災害時の廃棄物処理に関する事項

【佐倉市】

災害時に大量に発生する廃棄物の処理について、平成29年3月に策定した佐倉市震災廃棄物処理計画に基づき、千葉県、組合、酒々井町他近隣市と連携して対応するよう危機管理体制の構築を図る。また、令和6年9月現在、災害廃棄物の仮置場を選定中であり、令和6年度中には設定予定である。

【酒々井町】

令和3年3月に策定した酒々井町災害廃棄物処理計画及び酒々井町地域防災計画に基づき、災害廃棄物の収集・運搬体制を確立するとともに、広域的な処理体制の確保を図るため、関係機関、近隣自治体等との協力分担体制を構築する。災害廃棄物の仮置場は設定済である。

キ 生活排水対策

7 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

佐倉市、酒々井町清掃組合は計画の進捗状況について公表するとともに、佐倉市、酒々井町、千葉県及び国等と協議しつつ、計画の進捗状況を勘案し、必要に応じて計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

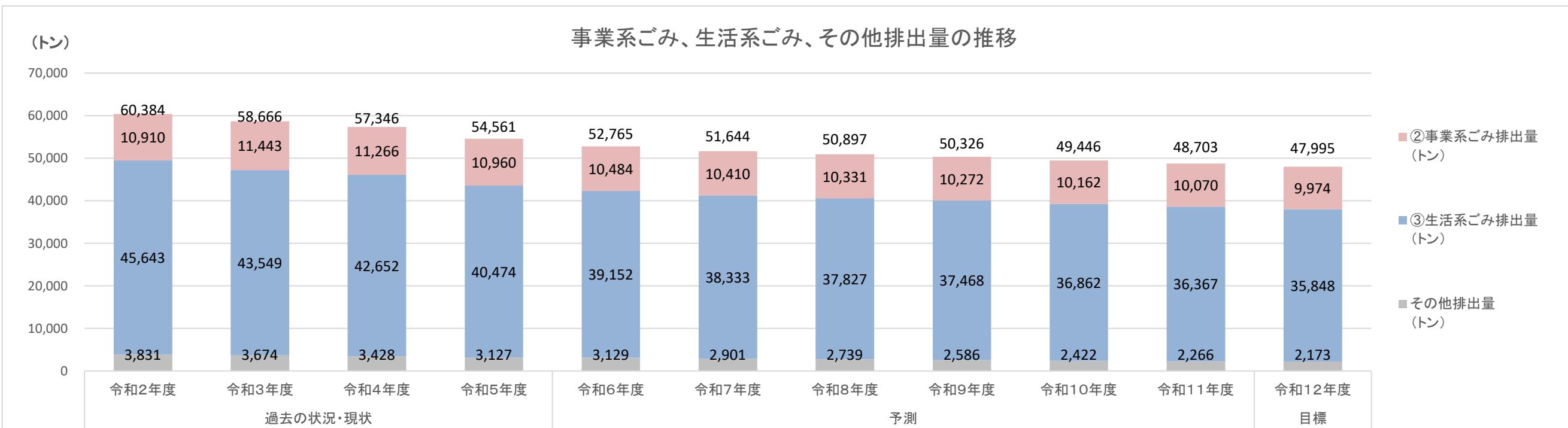
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

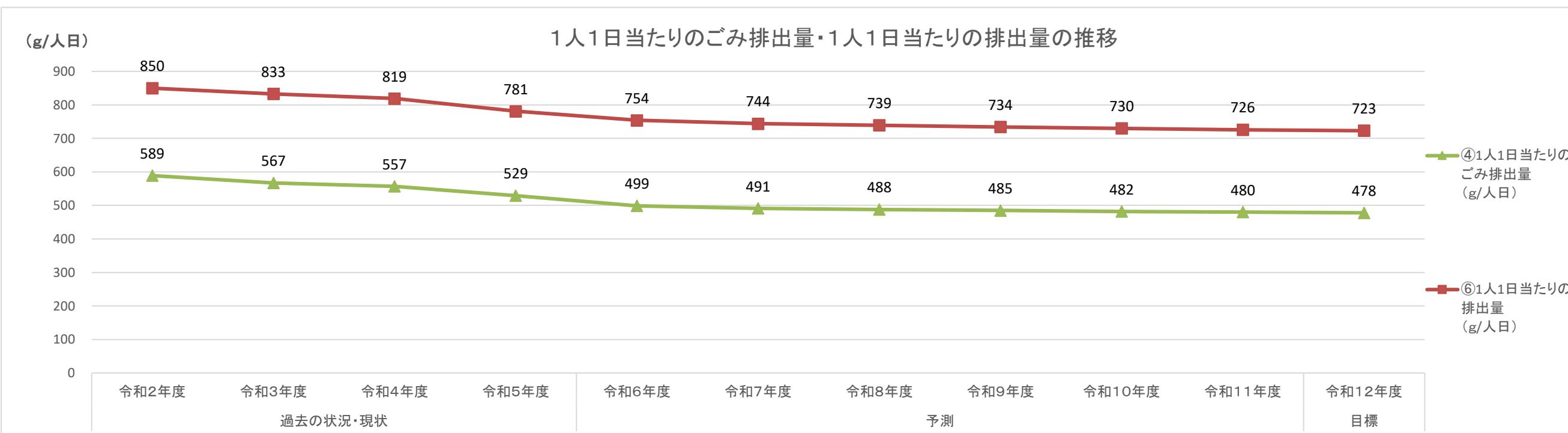
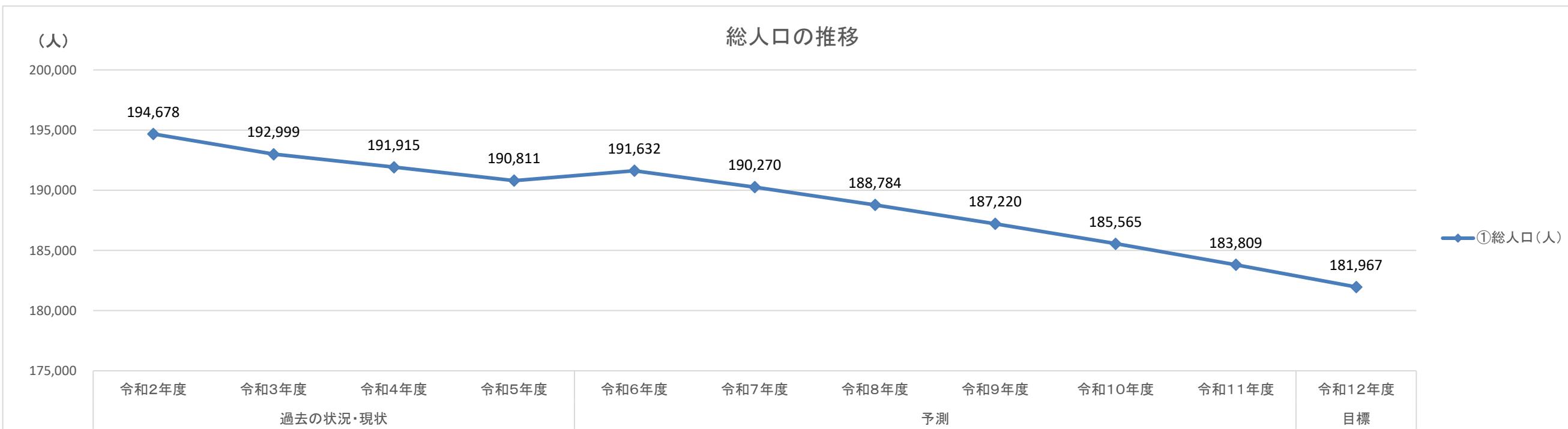
総括表（交付期間における各交付対象事業の概算事業費）

事業種別	事業番号	事業主体名	規模	事業期間		交付金交付期間		総事業費(千円)		交付対象事業費(千円)						備考		
				単位	開始	終了	開始	終了	複数計画合算費	現計画での総事業費	複数計画合算費	合計	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
マテリアルリサイクル推進等のための整備事業									0	0	0	0	0	0	0	0		
(仮) 次期粗大ごみ処理施設	1	佐倉市、酒々井町清掃組合	未定								0						全体事業期間：R12～R15	
エネルギー回収等のための整備事業									0	0	0	0	0	0	0	0		
(仮) 次期焼却処理施設	2	佐倉市、酒々井町清掃組合	未定								0						全体事業期間：R12～R15	
廃焼却施設解体（酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設（AB系））	2	佐倉市、酒々井町清掃組合									0						全体事業期間：R12～R19	
廃焼却施設解体（酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設（C系））	2	佐倉市、酒々井町清掃組合									0						全体事業期間：R12～R19	
廃焼却施設解体（酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設（D系））	2	佐倉市、酒々井町清掃組合									0						全体事業期間：R12～R19	
計画支援事業等									0	309,012	0	309,012	22,033	43,219	143,836	73,733	26,191	
事業番号1,2のための計画支援	①	佐倉市、酒々井町清掃組合		R7	R7	R7	R7		10,010		10,010	10,010						測量調査
事業番号1,2のための計画支援	②	佐倉市、酒々井町清掃組合		R7	R9	R7	R9		34,914		34,914	12,023	13,112	9,779				施設整備基本計画策定 PFI導入可能性調査
事業番号1,2のための計画支援	③	佐倉市、酒々井町清掃組合		R8	R8	R8	R8		12,496		12,496		12,496					地質調査 地歴調査
事業番号1,2のための計画支援	④	佐倉市、酒々井町清掃組合		R9	R9	R9	R9		30,404		30,404			30,404				土壌汚染調査
事業番号1,2のための計画支援	⑤	佐倉市、酒々井町清掃組合		R8	R11	R8	R11		170,005		170,005		17,611	103,653	42,515	6,226		環境影響評価
事業番号1,2のための計画支援	⑥	佐倉市、酒々井町清掃組合		R10	R10	R10	R10		11,198		11,198				11,198			造成基本設計
事業番号1,2のための計画支援	⑦	佐倉市、酒々井町清掃組合		R10	R11	R10	R11		39,985		39,985				20,020	19,965		発注仕様書作成 PFI事業者選定
合計									0	309,012	0	309,012	22,033	43,219	143,836	73,733	26,191	

一般廃棄物の処理の実績と予測

指標・単位	過去の状況・現状				予測						目標
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①総人口（人）	194,678	192,999	191,915	190,811	191,632	190,270	188,784	187,220	185,565	183,809	181,967
②事業系ごみ排出量 (トン)	10,910	11,443	11,266	10,960	10,484	10,410	10,331	10,272	10,162	10,070	9,974
③生活系ごみ排出量 (トン)	45,643	43,549	42,652	40,474	39,152	38,333	37,827	37,468	36,862	36,367	35,848
④1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人日)	589	567	557	529	499	491	488	485	482	480	478
その他排出量 (トン)	3,831	3,674	3,428	3,127	3,129	2,901	2,739	2,586	2,422	2,266	2,173
⑤総排出量 (トン)	60,384	58,666	57,346	54,561	52,765	51,644	50,897	50,326	49,446	48,703	47,995
⑥1人1日当たりの 排出量 (g/人日)	850	833	819	781	754	744	739	734	730	726	723
⑦総資源化量 (トン)	11,141	10,511	10,614	9,920	10,223	10,305	10,387	10,469	10,551	10,633	10,495
⑧埋立最終処分量 (トン)	2,506	2,311	1,941	1,750	1,644	1,623	1,601	1,580	1,558	1,537	1,515
生活系ごみ排出量 のうち資源化量 (トン)	3,817	3,635	3,619	3,523	4,265	4,258	4,235	4,214	4,191	4,169	4,094
年間日数 (日)	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365





添付資料1 対象地域図

対象地域は、佐倉市と酒々井町の全域である。

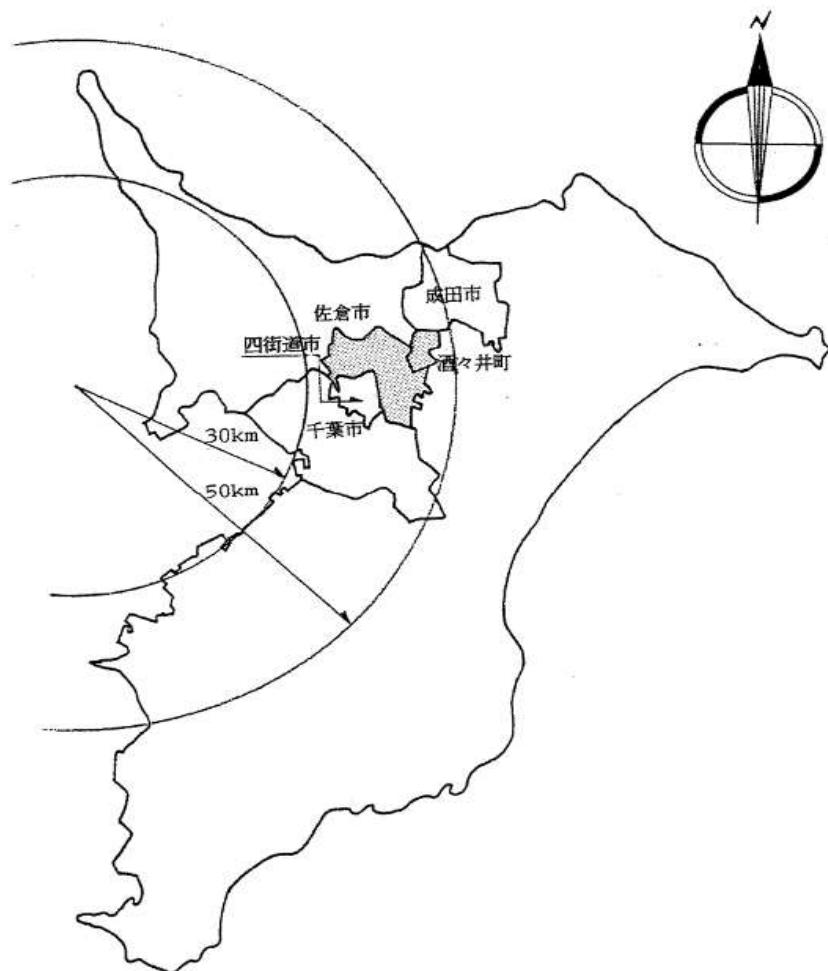


図1 対象地域図

添付資料2 地域内の施設の現況と予定

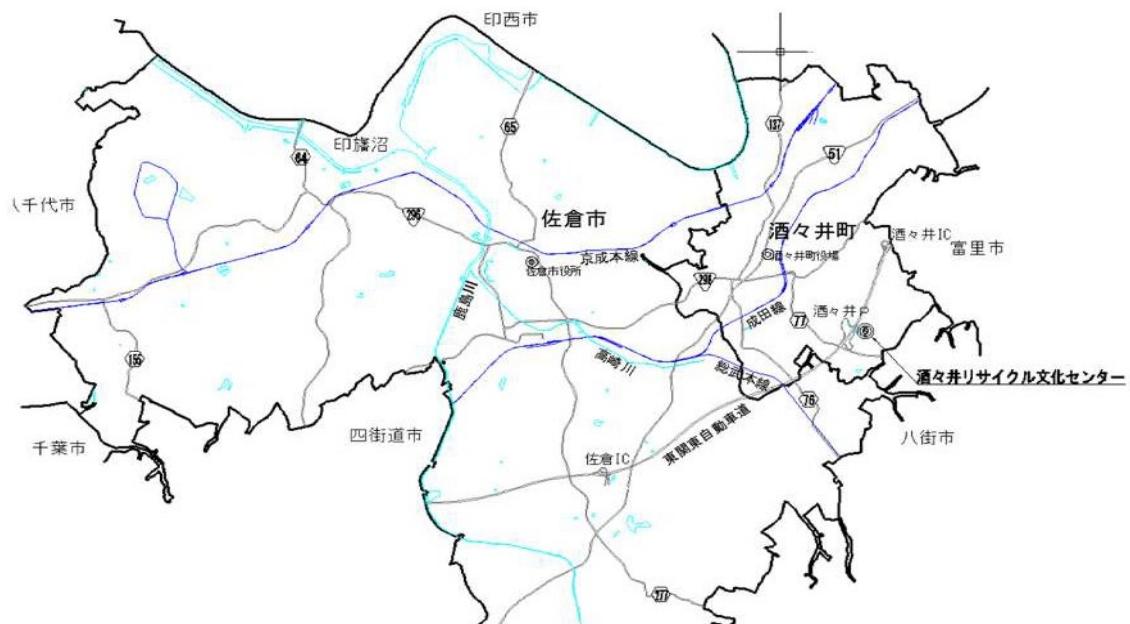


図2 位置図

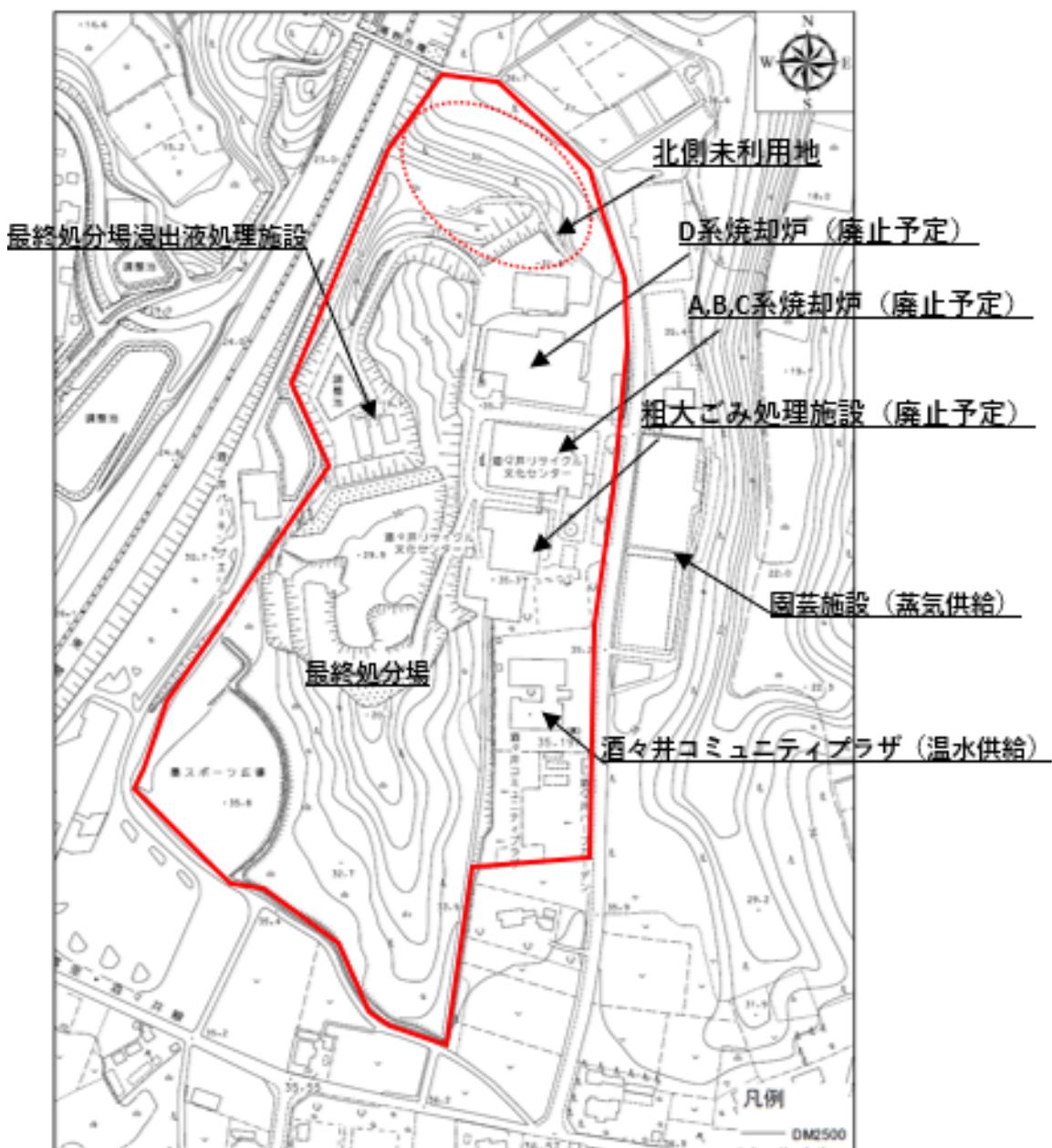


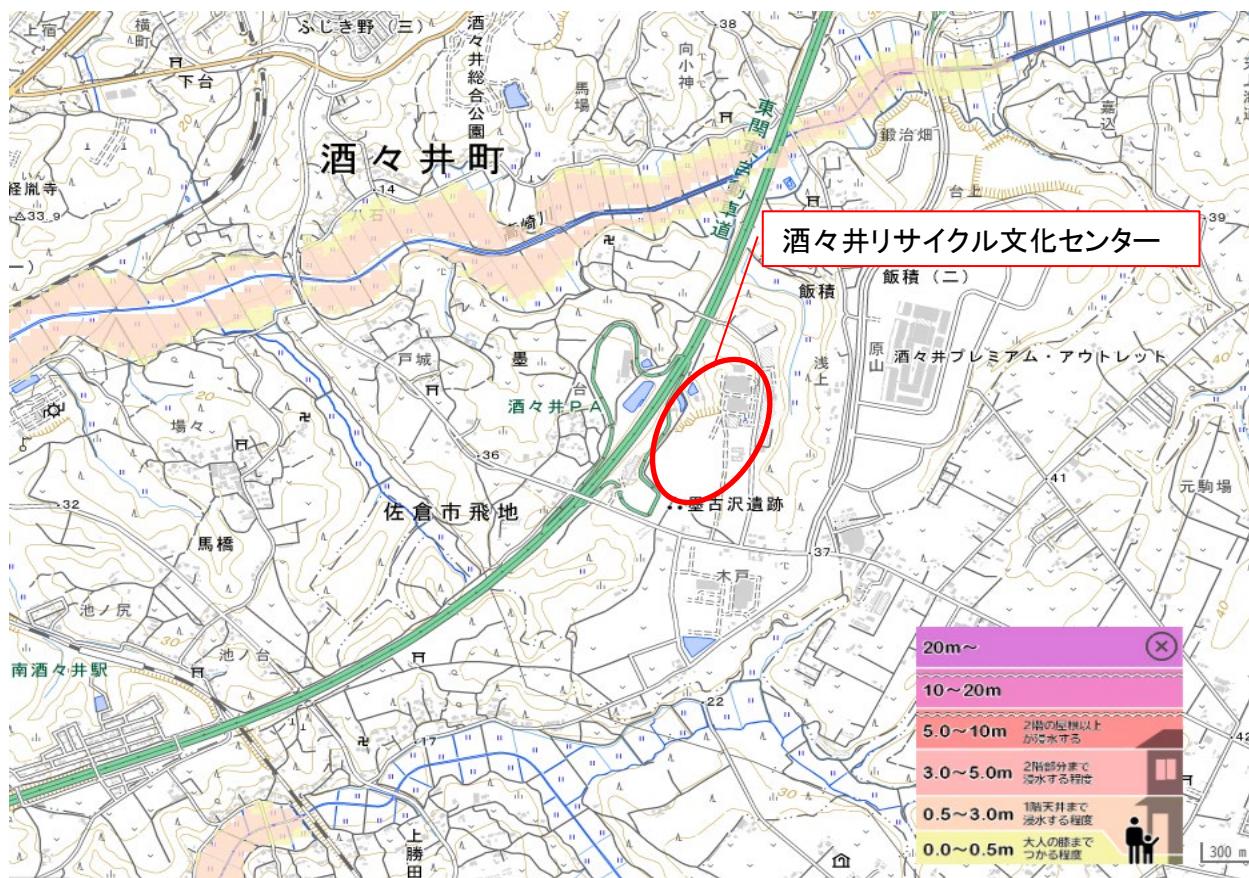
図3 配置図

次期処理施設は、現有施設用地内に整備します。

現有施設内の配置につきましては、北側未利用地(傾斜地)に整備するか、既存焼却炉を解体した跡地に整備するかについて、令和7年度から令和9年度にかけて策定する施設整備基本計画の中で決定予定

また、交付金を活用した解体については、北側未利用地に建設する場合は、関連性・連続性の解体、既存施設を解体した跡地に整備する場合は、跡地利用の解体により施設整備を実施する予定

添付資料3 現有施設及び新設施予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ



出典：国土地理院地図を基に作成